

[事案 29-280] 入院給付金支払請求

・平成 30 年 7 月 30 日 和解成立

<事案の概要>

入院給付金を請求したところ、約款所定の入院には該当しないとして給付金の支払いがなされなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

糖尿病で約 2 か月入院し、その間に合併症に関する手術を受けたため、平成 23 年 5 月に契約した引受基準緩和型医療保険にもとづき給付金を請求したところ、本手術の手術給付金と、手術に必要な入院期間として入院給付金 3 日分のみが支払われた。上記以外の入院期間については、約款所定の入院には該当しないとして、給付金が支払われなかったが、以下の理由により、入院が必要な状態であったので、入院給付金を支払ってほしい。

- (1)入院時に手足のしびれ、麻痺により車を正常に運転できず、両足首から下が麻痺しており、跛行状態であった。また、入院は医師の指示によるものである。
- (2)入院中の血糖値は高い数値のときが複数回あり、現在もHbA1cの数値は高い状態である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、本入院は約款所定の「入院」には該当しないので、申立人の請求に応じることができない。

- (1)糖尿病の合併症と思われる足のしびれは、医療記録等によれば「問題なし」とされており、外来による治療が可能であったと判断できる。
- (2)申立人の入院前のHbA1cによれば、入院による治療が必要なほど症状が重症であったとは判断できない。また、血糖値の高値についても、医療記録等からは確認できない。
- (3)本入院は、申立人の希望による入院であった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求する内容での入院給付金の支払いは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)主治医は血糖値のコントロールが必要であると判断して、申立人を入院させている。また、入院中に血液検査の結果や体重に改善が見られても、退院後に悪化しては意味がないため、医師の裁量により一定期間入院することも一般的である。